

「救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応プロトコル案」に対する ご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

- (1) 募集期間
令和8年5月25日（月）から令和8年6月23日（火）まで
- (2) 提出方法
持参、郵送、ファックス及び電子メール
- (3) 配布資料
救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応プロトコル案
- (4) 資料の配布・公表場所
 - 札幌市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー
 - 各区役所市民部総務企画課広聴係
 - 札幌市消防局警防部救急課及び各消防署予防課
 - 札幌市公式ホームページ
<https://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/publiccomment/r8dnar.html>

2 提出者及びご意見の内訳

- (1) 提出者数及びご意見の件数

ア 提出者数	2人
イ ご意見数	3件
- (2) 提出方法

電子メール	2人
-------	----
- (3) ご意見の内訳

ア 「表題」に関するご意見	1件
イ 「プロトコルの対象」に関するご意見	2件

3 素案からの修正点

なし

4 ご意見の概要と札幌市の考え方

(1) 「表題」に関するご意見

No.	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	「新たな対応・手順」という平易な表題の方が、良かったのではないかと。市民には、わかり易い表現の方が親切です。	市民の皆様への分かりやすさは大変重要であると認識しております。今後の広報や周知活動等におきましては、いただいたご意見も参考に、市民の皆様にとってより平易で分かりやすい表現となるよう努めてまいります。

(2) 「プロトコルの対象」に関するご意見

No.	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	現在、大きな病気もなく、かかりつけ医もいない場合でも、 ①心肺停止傷病者であること ②本人が「リビングウィルの写し」や「尊厳死協会の会員証」等を常時携行し、心肺停止時に心肺蘇生を望まない意思表示をしていること ③当該「リビングウィルの原本」を所持する法人(尊厳死協会等)および市内の協力医師と連絡がとれること 以上3点を満たす場合も対象としてほしい。	いただいたご意見の「ご本人の意思を最大限に尊重したい」という思いは、新ルールの目的と一致するものです。しかしながら、本ルールは「人生の最終段階」にあり、ご自宅や施設等で「医療・ケアを受けている」方を対象としています。現在大きな病気がなく、かかりつけ医もいらない場合は、本ルールの対象とすることはできません。これは、救急隊の使命が「救命」であるため、事前の書面があるというだけで独自の判断で処置を中止することはできず、現在の状況が想定された「人生の最終段階」にあるか等について、医学的な判断が必要となるためです。 加えて、ご提案いただいた尊厳死協会の協力医師は、主にリビングウィル作成に向けた助言等を行ってくださるお立場であり、救急現場において蘇生中止の指示を行うことは想定されておりません。(協力医師がかかりつけ医である場合は、この限りではありません。) ご自宅等での看取りへつなぐためには、平時からかかりつけ医を持ち、ご自身の希望を共有しておくことが不可欠となります。
2	疾病通院加療中の傷病者本人からの119番通報に対応する際、傷病者本人が予め用意してあったDNAR指示書(書面)を搬送前に本人から提示された場合は、傷病者搬送中の心肺停止への救急隊CPRと、搬送後の医療機関CPRは、傷病者本人によるDNAR指示書(書面)に添っての対応を要望します。 なお、傷病者とかかりつけ医とのCPRに関する相談前であっても、傷病者本人の意思(DNAR指示書)が最優先で尊重されるべきと考えます。 かかりつけ医は、傷病者本人のCPRへの要望を、医療者としてどのような	心肺停止以外の傷病者の対応については、本プロトコルの対象外とさせていただきます。また、ご本人からの119番通報を受けた場合は、救命に向けた活動を望んでいると受け止め活動させていただきます。 ただし、DNAR指示書の提示があった場合には、その指示書作成に携わったかかりつけ医に連絡をするなどして、傷病者の状況を共有し対応いたします。また、DNAR指示書の作成にかかりつけ医が携わっていない場合(例: DNAR指示書ではなく、リビングウィルに関する書類など)は、事前の申し出

No.	ご意見の概要	札幌市の考え方
	場面でも尊重します。従って、今後の救急現場での傷病者への救急隊の対応は、傷病者本人のDNAR指示書（書面）を絶えず優先する考え方が、救急現場に根付くことが求められます。	があっても、搬送途中に心肺停止となった場合は救急隊独自の判断で処置を控えることはできず、従前の救急活動（心肺蘇生）を行います。ただし、お申し出内容は医療機関へ確実に引き継ぎます。 なお、医療機関到着後の対応は、担当医師の医学的判断やご家族等との話し合いに基づき決定されます。 ご自宅等での看取りへつなぐためには、平時からかかりつけ医を持ち、ご自身の希望を共有しておくことが不可欠となります。